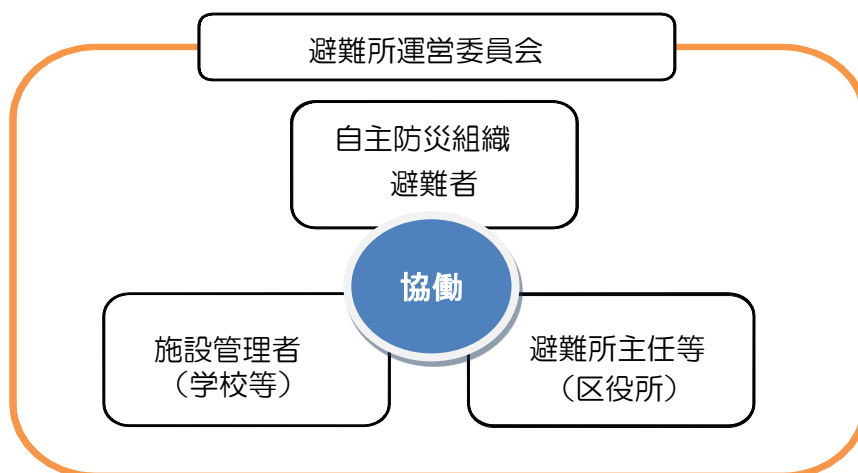


◎発災前の事前準備

1 避難所の開設・閉鎖について

- 避難所の開設の考え方は従来どおりです。
- 原則として、区災害対策本部長（区長）が避難所開設の要否を判断します。
- 区域において震度6弱以上の地震の発生や甚大な災害が発生した場合は、地域において地域災害対策本部を立上げ、避難所の開設を行います。
- 避難所の開設期間は、新型コロナ禍では拡大防止の観点から災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本とします。
- 避難所の開設・閉鎖には、開設当初から避難者に生活ルール（様式別1）を説明し理解と協力を得ることが必要です。
- ライフライン機能の復旧状況などを迅速に情報提供し、自宅避難などを促します。



- 新型コロナウイルスは感染力が高く、特効薬は開発中です。
- コロナ禍においても災害はいつ発生するかわかりません。
- 避難所には熱咳等症状者が来る可能性があります。そういった方向けに、一般の避難スペース（以下、「一般スペース」という。）とは別に熱咳等症状者用スペース（以下、「療養スペース」という。）を確保しておくこと、「新しい生活様式」に基づいた避難所運営を実施する必要があります。
- 当ガイドラインに基づき、あらかじめ事前に区役所、施設管理者などと相談し、連携を密にして、速やかに避難所が開設できるようにしておきましょう。

◎受 付

2 避難者の受付

振分受付

【設営】

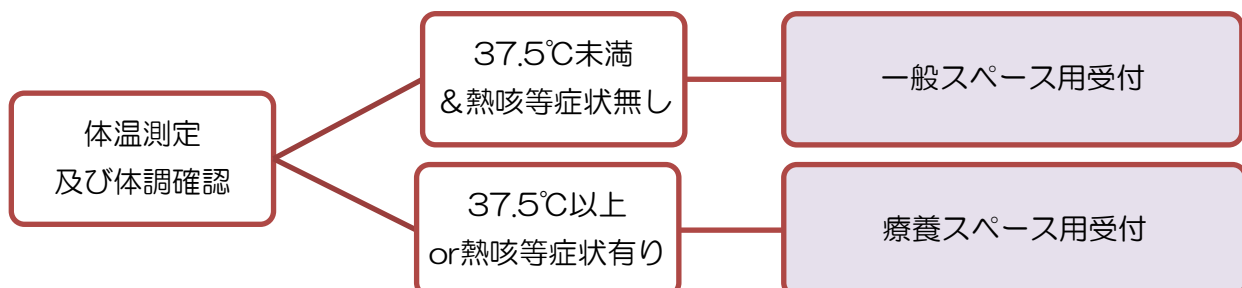
- 備蓄倉庫から、スタートボックスと療養ボックスを持ってきます。
- 受付場所等に、避難所配置図、避難所での生活ルール（様式別1）、避難所開設日数は災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）が基本であることを、目立つ場所に張り紙を掲示するなどして周知を図ります。
- 手指の消毒液を準備してください。

【運営】

避難所の受付においては、受付者はマスクと手袋、フェイスシールドを必ず着用します。（2人以上で受付を対応）



- 避難者の安全確保の観点から、施設の安全確認や受付の準備が整うまでの間は、拡声器やメガホンなどを利用し、「一般避難者」と「熱咳等症状者」にわかれて安全な場所で待機すること、混雑した状況であっても、2メートル程度間隔を空けて並んでもらうこと、発熱や体調が悪い方は申し出ることを繰り返しアナウンスします。（呼びかけ文例参照）P22
- 避難者は消毒液で手指消毒をしていただき、マスクを着用していない人には備蓄のマスクを着用していただきます。
- 非接触型体温計で体温測定し避難者に伝える担当と、体調を聞き取る担当との2人1組で行い、「一般避難者」と「熱咳等症状者」に振分けます。
- 倦怠感、臭覚、味覚障害、咳など体調に異変を感じた場合は療養スペースに案内します。
- **療養スペースには、世帯で入所していただきます。**



【感染予防】

- 手指の消毒をしていただきます。
- 筆記用具は、消毒液を含ませたペーパータオルでふき取ります。



一般避難者（一般スペース）用受付

【設営】

- 一般スペースに長机、椅子を置き受付場所を設置します。
- 記載台を設ける場合は、避難者同士が、1m（できれば2m）の間隔を保つよう記載台を配置します。
- 手指の消毒液を準備してください。

【運営】

避難所の受付においては、受付者はマスクと手袋、フェイスシールドを必ず着用します。（2人1組で受付を対応）



- 入口で測定した体温を避難所受付簿（様式別7-1）に記入してもらい、避難者カード（様式別9）・体調確認票（様式別10）・居室における避難者の注意事項（様式別2）を渡します。担当者は2人1組で行います。
- 避難者は状況が落ち着いたら、世帯ごとに避難者カード（様式別9）・体調確認票（様式別10）を記入して受付に提出していただき、受付担当者は避難所受付簿の提出確認欄にチェックを入れます。

【感染予防】

- 筆記用具等の使用後は、手指の消毒をしてください。
- 筆記用具は、消毒液を含ませたペーパータオルでふき取ります。
- 避難所の入口に消毒液に浸したマット（毛布やバスタオル等でも可）を敷き、靴で必ず踏んでから入所していただきます。
- 居室は土足禁止とし、用意しておいたビニール袋に個人別に靴を入れてもらいます。
- 車いすはマット通過後に、車輪をふき取るようにします。



消毒用マットの作り方：塩素系漂白剤（台所漂白剤等）を濃度0.05%に薄めたもので浸す。

（消毒液の作り方は別紙参照 P20）

療養スペース用受付

【設営】

- ・ 療養スペースに長机、椅子を置き受付場所を設置します。
- ・ 記載台を設ける場合は、避難者同士が、1m（できれば2m）の間隔を保つよう記載台を配置します。
- ・ 手指の消毒液を準備してください。

【運営】

避難所の受付においては、受付者はマスクと手袋、フェイスシールドを必ず着用します。（2人1組で受付を対応）



- ・ 入口で測定した体温を避難所受付簿（様式別7-2）に記入してもらい、健康記録表（様式別8）と避難者カード（様式別9）・体調確認票（様式別10）・居室における避難者の注意事項（様式別2）を渡します。担当者は2人1組で行います。
- ・ 避難者は状況が落ち着いたら、世帯ごとに避難者カード（様式別9）・体調確認票（様式別10）を記入して受付に提出していただき、受付担当者は避難所受付簿の提出確認欄にチェックを入れます。

【感染予防】

- ・ 筆記用具等の使用後は、手指の消毒をしていただきます。
- ・ 筆記用具は、消毒液を含ませたペーパータオルでふき取ります。
- ・ 避難所の入口に消毒液に浸したマット（毛布やバスタオル等でも可）を敷き、靴で必ず踏んでから入所していただきます。
- ・ 居室は土足禁止とし、用意しておいたビニール袋に個人別に靴を入れてもらいます。
- ・ 車いすはマット通過後に、車輪をふき取るようにします。



消毒用マットの作り方：塩素系漂白剤（台所漂白剤等）を濃度0.05%に薄めたもので浸す。
（消毒液の作り方は別紙参照P20）

◎避難スペース

3 一般避難スペース入所後の留意点、周知事項など

【設営】



- ・一人当たりスペースは概ね 4 m² (2m×2m) を基本とします。
- ・居住スペース間は、少なくとも 2m の距離を保ちます。(健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例) P8)
- ・避難者が個々のスペースを確認できるよう床に養生テープ等で印や線を付けておきます。
- ・通路部分を確保し、一方通行に設定します。
- ・できる限り、ダンボールやパーテーションで区画をつくります。
- ・出入口付近に、手指用の消毒液を備えておきます。

【運営】

- ・避難者の健康状態をチェックするため、毎日朝、夕に体温測定を行い、検温結果や体調の変化などを毎日確認します。
- ・体調に異変を感じた場合には、運営担当者にすぐに申し出ることを周知します。
- ・検温の結果、37.5℃以上の発熱がある場合は、直ちに療養スペースに移動し、区本部に連絡します。
- ・倦怠感、臭覚、味覚障害、咳など体調に異変を感じた場合も、同様の措置を講じます。

【感染予防】

- ・居室における注意事項(様式別2)を入所時に配布するとともに室内の目立つ場所に張り紙を掲示するなどして周知を図ります。
- ・避難所の各所に消毒液を配置するとともに、うがいや手指消毒の励行、マスクの着用や咳エチケットを遵守することなど、居室をはじめトイレや洗面所などの目に付きやすい所に掲示します。
- ・衛生環境を整えるため、避難所物品等は定期的に、また、目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃します。
- ・複数方向の窓を開けるなど、空気の流れができるように定期的(目安: 1時間毎、10分)に換気を行います。
- ・多くの人が触る場所は、定期的(1時間毎程度)に消毒するようにします。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まる場所でやろう



正しいマスクの着用



4 療養スペースの確保と設置

【設営】

①療養スペースの設営

- 「一般避難者」と「熱咳等症状者」が接触しないよう、施設管理者と協議のうえ、避難所内に一般の避難スペースとは別に、熱咳等症状者専用の療養（隔離）スペースを設置します。
- 療養スペースは、別棟を原則とし、困難な場合は専用階又は一般避難スペースとできるだけ離れた専用室を設けます。
- 専用階又は専用室の場合は、一般避難スペースと階段などを共用しないよう階段を指定し、動線分離を図ります。
- 療養スペースの周辺をカラーコーンなどで立ち入り制限エリアとし、養生テープを床に貼付するなど動線を分け、目で見えるようにしておきます。
- 療養スペースでは、一人当たりのスペースは原則として6㎡とし、療養スペース出入口に、消毒マットを設置します。
- 避難者が個々のスペースを確認できるよう床に養生テープ等で印を付けておきます。
- できる限り、ダンボールやパーテーションで区画をつくります。
- 各避難者にゴミ袋を支給し、汚物やごみは密閉しスペース内の所定場所に置いておくようにします。
- ごみは、区職員が収集し廃棄場に持って行くようにします。

②療養スペースの入所

- 入所時の検温、避難所内での定期的な検温で37.5℃以上の発熱が確認された場合や、体調不良の申し出があった場合は、療養スペースに案内し他の避難者と接触しないようにします。
- 移動後に発熱が収まった場合や、体調不良が改善した場合でも、一般避難スペースに移動することは不可とします。
- 療養スペースには、世帯で入所していただきます。

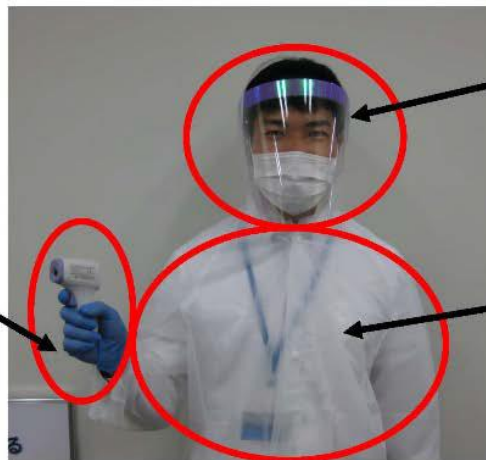
【運営】

- 療養スペースは、原則として区本部が対応します。（緊急時や避難所開設当初など区本部職員が到着するまでは自主防災組織の皆様のご協力をお願いいたします。）
- 療養スペース出入口付近に、手指用の消毒液を備えておきます。

- 入室者を濃厚接触者として扱わなければならない可能性が生じるため、療養室に入室する際は、必ずマスク、ガウン（合羽）、手袋、フェイスシールド等を着用すること。

装備品

- ・手袋
- ・非接触型体温計



- ・フェイスシールド
- ・マスク

- ・ガウン（合羽）

- 新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、速やかに電話、無線やトランシーバーなどで区本部の保健福祉班及び大阪市新型コロナウイルス受診相談センター（電話：06-6647-0641）に報告します。

帰国者・接触者相談センター等への相談の目安

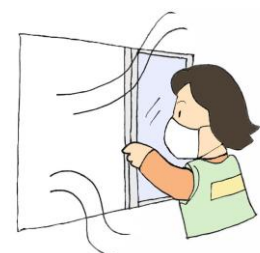
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 2020年5月8日

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- ・持病をお持ちの方や高齢の方など重症化しやすい方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- スペース内避難者の容態が急変した場合は、救急車を手配します。

【感染予防】

- 居室における注意事項（様式別2）を入所時に配布するとともに室内の目立つ場所に張り紙を掲示するなどして周知を図ります。
- 食事の配布は、直接手渡さず、置き場所を決めて配布します。
- 療養者は必ずマスクを着用し、療養スペースから外に出ないことや指定したトイレ以外を使用しないことを徹底します。
- 避難所の各所に消毒液を配置するとともに、うがいや手指消毒の励行、マスクの着用や咳エチケットを遵守することなど、居室をはじめトイレや洗面所などの目に付きやすい所に掲示します。
- 複数方向の窓を開けるなど、空気の流れができるように定期的（目安：1時間毎、10分）に換気を行います。
- 多くの人が触る場所は、定期的（1時間毎程度）に消毒するようにします。



◎その他

5 訪問者の受入

- ・ 新型コロナ禍では原則として避難スペースに面会者を入れないこととします。
- ・ マスコミなどの取材等は、原則として断り、本部に報告をします。

6 在宅避難者、車中泊避難者等への対応

- ・ 感染症流行時には、可能な限り在宅避難や知人宅等避難を呼びかけます。
- ・ 避難者の支援については、避難所で生活する人だけでなく、在宅または車中、テントにて避難生活をされている人も対象とします。
- ・ 在宅避難等を予定されている方には事前に配給等の方法について周知しておきます。

7 避難所担当者の感染予防と注意点

① 手洗いの実施

- ・ 入所時・面談後・食後など都度手洗い、消毒を行います
- ・ 手洗いは、石けんやハンドソープで 30 秒程度しっかり洗うようにします。
- ・ タオルは共有せず、自分用を持参しておきます。
- ・ 避難者と訪問者（避難スペース内に入れない）にも手洗いを勧めます
- ・ 手洗いでできない時のために、ウェットティッシュや手指消毒液などを携帯します。
- ・ アルコール消毒等は、1 回の消毒に 2 ミリリットル以上手にとり、15 秒以上手に刷り込むことが必要です。

② マスクの着用

- ・ 飛沫感染を防ぐため、会話中は絶対外さないようにします。
- ・ マスクは、汚れていると考え、表面をさわらず、耳ひもを小指で着脱します。
- ・ マスクを着脱した後は手を洗い、はずしたマスクをポケットに入れないようにします。

③ 対面・対話の注意点

- ・ 対面で会話する時は、2m 程度離れるなどなるべく間隔を空け、手の届く距離に近付かないようにします。
- ・ 正面向かっての会話を避けて対角になるような位置を心掛けます
- ・ 部屋のドアや窓を随時開放し、換気します
- ・ 対話を時間は短くし、15 分未満で休憩を取るなどします。

④ 避難所運営の留意点

（清掃）

- ・ 多くの人がかかる場所は、定期的（1 時間毎程度）に消毒するようにします。

例：ドアノブ、エレベーターボタン、会話テーブル、椅子、自転車ハンドル、車いすなど

- 消毒液は吹きかけるだけでなく、乾いたペーパータオルなどで拭きとるようにします。
- プラスチックや金属には、3日ぐらいウイルスが残ることもあるため、定期的に消毒します。
- 拭きとりには、可能であれば、ペーパータオル等の使い捨てが適当です。
- 各自でウェットティッシュや消毒液などを携帯し、常に手やテーブルを消毒できるようにしておきます。

（食事）

- 食品・物資の手渡しは厳禁です。個包装の製品を準備します。
- 避難者が一斉に取りに来ないようにエリア毎に配布します。
- 配布場所にはアルコール消毒液を設置しておきます。

（その他）

- 複数方向の窓があれば両方開けるか、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気します。（目安：1時間毎、10分）
- ライフライン機能の復旧状況などを迅速に情報提供し、自宅避難を促します。

⑤ 勤務中の注意

- 出勤した時と終了時に体温を測り、毎日記録することを徹底します。
- 担当区域（一般スペースと療養スペース）から出ないことを徹底します。
- 外出から帰ってきたら、屋外で服のほこりをブラッシングします。
- 体調不良などを感じたら、直ちに業務を中断し、報告のうえ帰宅し療養します。

⑥ 避難所で感染症の疑いが発生した場合の備え

- 避難所で感染者が出た場合、避難所を封鎖するかどうか、保健部門と相談し、必要に応じて接触した職員は検査を受けるようにします。
- 毎日、療養スペース異動者数など感染に関する状況を記録し、必要に応じて保健所に報告できるようにしておきます。

例：避難者の健康状態・外来訪問者の記録・その他気がついたことなど

有効な消毒の方法

石けんで手洗い

手や指についたウイルスの対策は、洗い流すことが最も重要です。手や指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせます。

アルコール消毒

手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効です。アルコールは、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化するものです。アルコールはモノに付着したウイルス消毒にも有効です。

次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)

テーブル、ドアノブなどには、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」が有効です。「次亜塩素酸」の酸化作用などにより、新型コロナウイルスを破壊し、無毒化するものです。消毒後、水拭きしましょう。

新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧（それぞれ所定の濃度があります）

方法	モノ	手指
水及び石けんによる洗浄	○	○
熱水	○	×
アルコール消毒液	○	○
次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）	○	×
手指用以外の界面活性剤（洗剤）	○	－（未評価）
次亜塩素酸水（一定条件を満たすもの）	○	－（未評価）

参考例 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

- ・花王 ハイター・キッチンハイター
水1ℓに本商品25mℓ（商品付属のキャップ1杯）
- ・カネヨ石けん カネヨブリーチ・カネヨキッチンブリーチ
- ・ミツエイ ブリーチ キッチンブリーチ
水1ℓに本商品10mℓ（商品付属のキャップ1/2杯）

※商品の注意事項をよく読んでお使いください

